

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（第12回） 議事要旨

1. 日時：令和4年8月9日（金）15:00～17:00
2. 開催方式：対面（中央合同庁舎2号館12階国際会議室）及びWEB会議
3. 議題：
 - （1）要求基準の取扱い
 - （2）プレゼンについて
 - （3）今後の審査の進め方について
4. 出席委員：竹内健蔵委員長、山内弘隆委員長代理、朝岡大輔委員、河島伸子委員、樋口進委員、古谷誠章委員、矢ヶ崎紀子委員
5. 議事要旨（✓：事務局 ○：委員）

- ✓ 要求基準の取扱い、前回の委員指摘を踏まえた要求基準4の書きぶりの修正について説明を行った。
- 地盤沈下の対策について、関西空港の対策事例をどのように評価して夢洲の対策を検討しているのか、将来的な取組を含めて申請者に確認したい。
- 要求基準の審査に係る委員会での取扱いについて、申請者への再質問内容の各委員への事前共有、申請者からの質問の回答結果を踏まえた要求基準の適合結果について、委員会での確認を経て審査完了としてはどうかと提案があり、他委員から異論なく了承となった。
- ✓ 申請者からのプレゼンの進め方について説明を行った。

【申請者への事前伝達事項について】

- 申請者に履行義務を確実にしてもらおう観点からは、プレゼン及び委員の質問に対する回答内容について履行義務を負うように修正してはどうか。

【プレゼン質問内容について】

- 「計画の記載事項についてこういうようにしてほしいと思うがどうか」といった一定方向に誘導するものは、審査委員が質問できる範囲を超えるのか。
- ✓ 委員の評価判断を予断するものではないという断りを入れた上で、純粹に聞いてみたいことを質問していただくことは可能と考えられる。
- 計画を強く否定したり、強制したりするようなニュアンスにならないよう工夫して質問するのがよい。

- 計画はあくまで計画に過ぎず、例えば、民間事業としてのリスクを考慮した際に、予定調和になるということではなく、認定を受ければ、その後収支計画が変更されることは当然予定されていることであり、国、委員の期待を伝え、計画の見直しを行ってもらうことは意義があるのではないか。
 - 提出資料の文意だけでは読み取れない内容について伝えるためにプレゼンの場があり、また、申請者がチームとして意思決定ができているか把握する場ともなる。その上で、プレゼンにおいて仮に申請者が提案内容と大きく異なる発言があった場合にはどう対応をすべきか考えておくべき。
 - カジノ内のテーブルと電子ゲーム機でどれくらいの収益を見込んでいるのか。また電子ゲーム機は最も依存しやすいと言われているところ、その台数が多いことへの懸念を伝えて対策を質問したい。
- ✓ 採点の方法等、今後の審査の進め方について説明を行った。

【採点の方法について】

- 従前より議論となっていた採点方法について、全体として60%を達成することを求めるのがよいのではないか。
- 採点の結果が600点程度で、600点を少しでも上回ったことをもって単に認定して終わりにするのではなく、本来想定されている日本型IR施設が実現できるように改善を促す措置が担保されるとよい。
- ✓ 600点は評価を数値的に表したものであり、600点を上回れば単に認定するのではなく、採点を踏まえた上で認定にふさわしいかご審議いただき、改善を促す措置として、評価コメントとして申請者に対して改善等を誘導するよう明記したり、認定に当たって条件を付けることも考えられる。
- 要求基準の充足は評価基準の評価に進むためのステップであり、要求基準の適合後は、評価基準はまっさらな状態で進めるべきであり、要求基準に係る採点を外す修正案に賛成である。また、満たすべきラインを公表することについては今後の申請のインセンティブの観点から検討すべき。

以上